

下水道技術検定、下水道管理技術認定試験 合格の利点

日本下水道事業団では下水道技術者の確保に向け、年 1 回、全国の主要 10 都市で下水道技術検定・下水道管理技術認定試験を行っており、その合格者には次のような利点があります。

令和 7 年度までに技術検定：69,228 人、認定試験（管路施設）：35,063 人の技術者が合格され、そのようなメリットを活用して下水道界の第一線で活躍されています。

第 1 種、第 2 種、第 3 種技術検定合格により有資格者となるための実務経験年数を短縮

下水道の設計、工事の監督管理及び維持管理については、下水道法及び下水道法施行令により、学歴等に応じた一定の実務経験を有する者に行わせなければならず、事業を実施するにはこのような有資格者を確保する必要があります。

技術検定は有資格者の早期確保などを目的に創設された制度で、合格した場合、下水道法第 22 条の資格取得について必要とされる実務経験年数を短縮する特例が認められています。

例えば、大学の土木工学科（下水道工学の履修無し）を卒業した方が計画設計の有資格者になるためには、下水道を含む関連インフラ（上水道、工業用水道、河川、道路）の実務経験を合算した年数が 6 年以上必要になりますが、第 1 種技術検定に合格すると、学歴によらず 3 年に短縮することができます。（次ページの資格要件を定める表をご覧ください）

第 3 種技術検定合格と所定の実務経験により「下水道処理施設管理技士」として登録可能

下水道処理施設維持管理業者登録規程により登録を受けようとする場合、営業所ごとに、維持管理業務の技術上の管理をつかさどる専任の「下水道処理施設管理技士」を置く必要があります。

第 3 種技術検定に合格し、学歴等に応じた所定の実務経験年数を有することで、「下水道処理施設管理技士」として登録することが可能になります。

認定試験（管路施設）合格により「下水道管路管理技士試験（総合技士・主任技士）」の受験可能

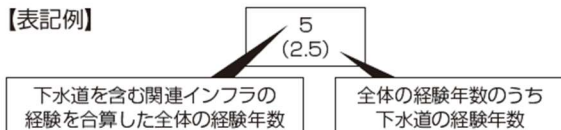
認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認証することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的とした制度です。

日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士試験のうち「総合技士」及び「主任技士」部門において、認定試験（管路施設）の合格が受験資格のひとつとされています。なお、技術検定（第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれか）の合格者も同様に受験可能です。

■下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件

同第15条の3 下水道法施行令 第15条及び 同第15条の3	区 分		要 件		資格取得に必要な下水道技術 に関する実務経験年数（注1）			
	卒業又は修了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	計画設計	監督管理等		維持管理	
					処理施設 ポンプ施設	排水 施設	処理施設 ポンプ施設	
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2.5)	2 (1)	1 (0.5)	2 (1)	
	旧制大学	土木工学科又はこれらに 相当する課程	—					
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科 又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する 学科目以外の学科目	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)	
第3号	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
		機械工学科、電気工学科 又はこれらに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)	
第4号	新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する 課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
		機械科、電気科又はこれら に相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)	
第5号 第6号	日本下水道事業団法施行令 第4条第1項に定める技術検定	第1種技術検定合格	—	3 (0.5)	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第2種技術検定合格	—	—	2 (0.5)	1 (0)	—	
		第3種技術検定合格	—	—	—	—	2 (0)	
第7号	建設業法第27条による第二次検定 の合格者（一級土木施工管理技士）	土木施工管理に合格した者	—	3 (1.5)	1.5 (1)	—		
第8号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者	—	0 (0)	—	—	0 (0)	
		水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生 工学部門に合格した者	—	—	—	—	0 (0)	
第9号	上記に定める学歴のない者	—	—	10 (5)	5 (2.5)	10 (5)		
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学（卒業）	下水道工学	2 (1)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	
	新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4 (2)	1 (0.5)	0.5 (0.5)	1 (0.5)	
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7 (3.5)	4 (2)	2 (1)	4 (2)	
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。		—	—	—	—	
	指定された試験	下水道管理技術認定試験（処理施設）		—	—	—	2 (1)	
	指定講習	国土交通大学校	専門課程下水道科研修	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—	
日本下水道事業団		下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—		
		下水道維持管理資格者講習会	—	—	—	5 (2.5)		

【表記例】



＜関連インフラ＞

- ・計画設計及び実施設計・工事の監督管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、河川、道路
- ・維持管理の場合
下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設

- 「計画設計」とは、事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。
- 「監督管理等」とは、実施設計（計画設計に基づく具体的な設計）又は工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書の通りに実施されているかどうかを確認すること。）をいう。
- 「維持管理」とは、処理施設等の運転管理等をいう。